

太陽光発電設備設置の流れ

発電事業者	市
<p>1. 事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電事業計画事前協議書（様式第2号）の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導又は助言 ・ 受理
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 3.事業計画の届出をしようとする日の 60日前までに事前協議を開始すること </div>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前協議終了後、太陽光発電事業計画事前協議終了通知書を通知 ・ 太陽光発電事業計画事前協議書を公表
<p>2. 説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会を開催しようとする日の14日前までに周辺地域の住民に対し説明会の開催を周知 ・ 説明会の実施 	
<p>3. 事業計画の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電事業計画届出書（様式4号）の提出 ・ 太陽光発電事業計画書（様式1号）の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受理
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認後、太陽光発電事業計画確認書を通知 ・ 太陽光発電事業計画届出書、太陽光発電事業計画書を公表
<p>4. 設置工事等の着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備設置工事等届出書（様式7号）の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受理
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 設置工事等を着手する日の14日前までに提出すること </div>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置工事等に着手後速やかに標識（様式8号）を設置 	
<p>5. 設置工事等の完了の届出等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備設置工事等完了届出書（様式9号）の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受理
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認後、太陽光発電設備設置工事等完了確認書を通知
<p>6. 発電</p>	

変更手続きの流れ

事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければなりません。計画の変更手続きは、変更する内容により異なります。

1. ①事業区域の拡大、②太陽光発電設備の出力の増加、③地域環境に影響を及ぼすと市長が認める事業計画の変更※に該当する事業計画の変更

太陽光発電設備設置の流れと同様となります。

なお、太陽光発電設備設置の流れに記載の太陽光発電事業計画届出書（様式4号）は太陽光発電事業計画変更届出書（様式第6号）と読み替えてください。

また、太陽光発電事業計画事前協議書（様式第2号）及び太陽光発電事業計画書（様式1号）の様式名に（変更）と追記し、提出してください。

※ 地域環境に影響を及ぼすと市長が認める事業計画の変更とは

- ・ 事業計画の変更により雨水の流出のおそれのある場合の変更
- ・ 新たに切土、盛土を行う造成計画等の変更
- ・ 事業区域内外への土砂等の移動を伴う変更

2. 軽微な変更の場合（①～③以外の変更）

軽微な変更のうち、発電事業者の変更につきましては、あわせて、地位の承継の届出が必要となります。

発電事業者	市
<p>1. 変更等の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電事業計画変更届出書（様式第6号）の提出 （発電事業者の変更の場合） ・ 太陽光発電事業継承届出書の提出（様式第12号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受理 ・ 太陽光発電事業計画変更届出書、変更後の太陽光発電事業計画書を公表 （発電事業者の変更の場合） ・ 太陽光発電事業継承届出書を公表
<p>2. 変更工事等を実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備設置工事等届出書（様式第7号）の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受理
変更工事等を着手する日の 14 日前 までに提出すること	
<p>3. 変更工事等の完了の届出等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備設置工事等完了届出書（様式第9号）の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受理
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認後、太陽光発電設備設置工事等完了確認書を通知

- 1 工事等を伴う軽微な変更を実施する際は、必要に応じて周辺地域の住民等に周知をしてください。
- 2 発電事業者の変更（発電事業者の地位を承継する場合は、変更後の発電事業者（継承する事業者）が変更手続きを行ってください。
- 3 発電事業の地位を承継した際は、周辺地域の住民への周知を実施してください。